

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ツクイホールディングス		コード	2398
提出日	2020/10/22	異動(予定)日	2020/10/1	
独立役員届出書の提出理由	独立役員の選任員数、選任理由変更のため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	栗原 千亜希	社外取締役	○															訂正・変更	有
2	宮 直仁	社外取締役	○															訂正・変更	有
3	鳥養 雅夫	社外取締役	○															訂正・変更	有
4	山田 謙次	社外取締役	○															訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		栗原千亜希氏を2020年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。 同氏は、弁護士資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門性とM&Aおよび事業再生の経験から客観的な助言をいただくことで、当社のM&A戦略が推進されることを期待しております。また、任意の報酬委員会の委員として、報酬案の客観性・透明性の確保に向けて重要な役割を担っております。 なお、同氏が代表弁護士を務める大宮パートナーズ法律事務所と当社との間に法律顧問契約および取引はありません。 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定するものであります。 *栗原千亜希氏の戸籍上の氏名は、高橋千亜希です。
2	宮直仁氏は、過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いており、一時期(2004年3月期から2007年3月期まで)、当社の会計監査業務を担当しておりました。	宮直仁氏を2012年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。 同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する専門家の知見、知識と経験に基づき公正な立場から取締役会に対する助言・提言ならびに当社の経営に対する監査・監督をいただいております。また、任意の指名委員会の委員長を務めており、役員候補者等の指名にあたり、指名手続きの公正性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。 なお、同氏は過去に、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に籍を置いており、一時期、当社の会計監査業務を担当しておりましたが、同監査法人退社後、当社の会計監査業務には関わっておらず、本年6月で12年を経過していることから十分に独立性を有していると判断しております。 宮直仁公認会計士事務所と当社との間には資本的関係および取引関係はありません。従いまして、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、取締役会決議にて独立役員に指定されました。
3		鳥養雅夫氏を2014年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。 同氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門性の高さから、リスク管理および内部監査について助言・提言ならびに当社の経営に対する監査・監督をいただいております。また、任意の指名委員会の委員として、役員候補者等の指名にあたり、指名手続きの公正性・透明性の向上について重要な役割を担っております。 なお、同氏がパートナー弁護士を務める桃尾・松尾・難波法律事務所と当社との間に法律顧問契約および取引はありません。 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、取締役会決議にて独立役員に指定されました。
4		山田謙次氏を2020年6月に独立役員に指定し、その旨届出をしております。 同氏は、社会保険研究、ヘルスケア分野における事業戦略策定支援に関する専門家であり、特に医療、介護、医薬、デジタルヘルス等の知識を有しております。直接会社経営に関与された経験はありませんが、医療、介護、医薬、デジタルヘルスへの造詣が深く、当社の事業推進に対して客観的かつ有益な助言をいただけることを期待しております。また、任意の報酬委員会の委員長として、報酬案の客観性・透明性の確保に向けて重要な役割を担っております。 同氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2に定める要件に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有し、一般株主保護の観点から期待される役割を十分に果たすことができると判断し、独立役員に指定するものであります。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。